

生産緑地の追加指定における添付書類について

生産緑地の追加指定にあたっては、「生産緑地指定希望申出書」及び「生産緑地地区の指定同意書」にそれぞれ必要な書類を添付し、提出してください。

(1) 提出書類について

○「生産緑地指定希望申出書」に関する提出書類について

<input type="checkbox"/>	①生産緑地指定希望申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・申出者は農地の所有者です。 ・一筆につき1枚ご記入ください。 ・認印で差し支えありません。
<input type="checkbox"/>	②土地登記簿謄本(全部事項証明) <small>3か月以内・原本</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・相続未登記の場合は、相続関係を証明する書類が必要です。(例)遺産分割協議書、戸籍謄本など
<input type="checkbox"/>	③位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・追加指定を希望する農地の位置が特定できるもの ・区域を赤色で着色してください。
<input type="checkbox"/>	<u>代理人が申出書を提出する場合</u> ④委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人と委任者の両者の押印が必要です。様式は任意です。 (都市政策課のホームページに、参考例を掲載しています。)

○「生産緑地地区の指定同意書」に関する提出書類について

<input type="checkbox"/>	⑤生産緑地地区の指定同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・一筆につき1枚ご記入ください。 ・実印を押印してください。
<input type="checkbox"/>	⑥印鑑登録証明書 <small>3か月以内・原本</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者を含めた関係権利者全員について1通ずつご提出ください。 関係権利者が法人の場合は、印鑑証明と資格証明が必要です。 (資格証明の具体例：法人の登記事項証明書・代表者事項証明書)

(2) その他

- ・生産緑地の追加指定は、随時受付を行っておりますが、毎年7月31日までの受付分について、年内指定に向けた手続きを行います。それ以降に受け付けたものは、翌年以降の指定になります。
- ・生産緑地地区の指定要件を満たさない場合は、生産緑地地区の指定を行うことができません。

茨木市 都市整備部 都市政策課 計画係(南館5階)
月～金曜日(祝日を除く)8時45分～17時15分
電 話：072-620-1660(直通)